

降雨及び強風等による労働災害防止の徹底について

令和2年7月豪雨により、九州地方をはじめ各地で記録的な大雨に見舞われ、土砂災害、浸水害等が発生し国民生活に甚大な被害が生じております。また、令和元年9～10月の台風15号、19号により県内では、高波による浸水、足場の倒壊、クレーンの逸走倒壊などの多大な被害が発生しています。

日頃から大雨や強風等に対する防災対策を検討し、労働者の安全確保するとともに、被害があったときの復旧工事においては細心の注意を払うようお願いいたします。

労働安全衛生法では、強風、大雨、大雪等の悪天候時に作業の中止や労働者に従事させてはならない作業が以下のとおり定められていますので、その徹底を図ってください。

さらに復旧工事にあっては、次頁以降の対策を参考に災害防止対策を確立してください。

強風とは10分間の平均風速が毎秒10m以上の風、大雨とは1回の降雨量が50mm以上の降雨、大雪とは1回の降雪量が25cm以上の積雪をいい、実際にこれらの悪天候となった場合のほか、気象注意報等が発せられ、悪天候となることが予想される場合を含みます。

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに作業中止等をしななければならない作業

関係条文

○ 高さが2 m以上の箇所で行う作業	安衛則522条
○ つり足場、張出し足場又は高さが2 m以上の構造の足場の組立て、解体、変更の作業	安衛則564条
○ 型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則245条
○ 作業構台の組立て、解体又は変更の作業	安衛則575条の7
○ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	安衛則517条の3
○ 橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の7
○ 軒高さが5 m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛則517条の11
○ コンクリート造の工作物(その高さが5 m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	安衛則517条の15
○ 橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの(その高さが5 m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30 m以上である部分に限る)の架設、解体又は変更の作業	安衛則517条の21
○ 解体用機械を用いた作業	安衛則171条の6
○ 建設工事でジャッキ式つり上げ機械を用いた荷のつり上げ、つり下げ等の作業	安衛則194条の6

【次頁に続く】

強風、大雨、大雪等の悪天候のため危険が予想されるときに作業中止等をしなければならない作業	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ クレーンの組立て又は解体の作業 ○ 移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業 ○ デリックの組立て又は解体の作業 ○ 屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業 ○ 建設用リフトの組立て又は解体の作業 ○ ゴンドラを使用する作業 	<ul style="list-style-type: none"> クレーン則33条 クレーン則75条の2 クレーン則118条 クレーン則153条 クレーン則191条 ゴンドラ則19条

強風のため危険が予想されるときに作業中止をしなければならない作業	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ クレーンに係る作業（併せてジブ固定等の損壊防止措置を講じること） ○ 移動式クレーンに係る作業（併せて転倒防止措置を講じること） ○ デリックに係る作業 	<ul style="list-style-type: none"> クレーン則31条の2 クレーン則74条の3 クレーン則116条の2

暴風時に措置を講ずる必要がある特定機械等	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンに逸走防止装置を作用させる等の逸走防止措置 ○ 瞬間風速が毎秒30mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているデリックに、ブームをマスト又は地上の固定物に固縛する等のブームの動揺によるデリックの破損防止措置 ○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されているエレベーターに控えの数を増す等の倒壊防止 ○ 瞬間風速が毎秒35mをこえる風が吹くおそれのあるときは、建設用リフト(地下に設置されているものを除く)に控えの数を増す等の倒壊防止措置 	<ul style="list-style-type: none"> クレーン則31条 クレーン則116条 クレーン則152条 クレーン則189条

土砂崩壊災害防止対策	関係条文
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地山の掘削を伴う工事(河川の堤防の補修等の工事を含む)の施工は、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性に十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山の形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等を十分に調査し、調査結果を踏まえた作業計画を定める。 ○ 掘削作業は点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山を通常より頻度を高めて点検し、地山の異常を早期に発見に努める。必要により地山の状況を監視者を配置。 ○ 土砂崩壊のおそれのある場合、立入禁止、土止め支保工を設ける等の措置を講じる。 ○ 日常点検、変状時の点検を確実にを行い、斜面の変状に進行があった場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議を開催し、対策を検討。 【斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン】 ○ 復旧工事で、地山掘削を伴わない工事でも、斜面近傍で工事をする場合、上記の措置の準じた事前調査及び点検、土砂崩壊防止の措置の徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 安衛則355条 安衛則358条 安衛則361条

土石流災害防止対策

関係条文

- 土石流危険河川の工事施工は、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等を十分に調査。豪雨前から着工している工事についても、必要に応じ改めて調査。
- 土石流の早期把握等のための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させる作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直し。降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置。
- 警報用設備及び避難用設備の点検を実施、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知。

安衛則575条の9

安衛則575条の14
安衛則575条の15

がれき処理作業における安全確保及び石綿粉じん等のばく露防止対策

- 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施。
- ヘルメットや安全靴、丈夫な手袋など適切な保護具を着用。安全靴は、底の厚い靴、踏み抜き防止中敷きを使用。
- 適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底。建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底。

車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

関係条文

- 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底。
- 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定され、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底。
- 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底。
- 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

安衛則155条

安衛則158条

安衛則157条

安衛法61条

その他の事項

- 工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知。
- 時期によっては、熱中症対策を講じる必要があることから、水分及び塩分の適時摂取、休憩場所や休憩時間の設定をするよう労働者に呼び掛ける。
- 倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにする。
- 建物の被害状況調査のため、屋根上に上がるときには、墜落防止措置を徹底するとともに、スレート、木毛板、塩化ビニール板等の屋根に上がる際には、幅30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止。

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死に至ることもある病気です。

熱中症が起るのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

- WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を測りましょう。
- 作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を溜る煙い物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要で、WBGT測定器（例）
- WBGT基準値を大幅に超える作業場所やむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人の距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。
- 水、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。
- 飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲料前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。
- 建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。



日陰の確保（例）



冷水機（例）

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

- 労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
- 急激な気温の上昇や、4日以上以上の休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口がかわれることにより、感じにくくなる場合があります。
- トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないように、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。



⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
- 石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負担の大きい作業などで息苦しいときは、こまめな休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかりと着用を。
- 作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや密着面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づき就業上の措置の徹底を。
- 感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

- 熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理教育を受けた管理者の下での作業を。
- 労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。



⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

- 緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。
- 熱中症は、症状が急激に悪化することもあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。



＜参考 熱中症の症状と分類＞

分類	1度	2度	3度
症状	めまい・失神 筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不伴・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	中	大

1度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、重症に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。